平成30年度行政評価シート【個表】

平成 30 年 7 月 6 日

		_			1200 十 7 73 0 日
評価対象事業			評価者	土地	利用政策課長 川村 悦章
まち-01	実施事業	まちづくり推進事業	自治事務	主管課	土地利用政策課(まちづくり政策課・土地利用調整課)
		まら 八り推進事業	法定受託事務	関連課	
総合計画上の 位置付け	分野	市街地整備	施策の方針	市街地整備	の推進

1	車業	ന	В	的

2 平成29年度に実施した事業の概要

対 象	市民等
意図	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するため。

・開発事業等の一連の手続など、本市の実態に見合った土地利用調整に関する制度のあり方の検討等を行った。 ・自主まちづくり計画制度の活用に向け、まちづくり市民団体等の支援を行った。 ・まちづくり条例に基づく大規模土地取引行為の届出により、早い段階で土地利用の転換を把握するとともに、大規模開発事業の手続により、まちづくり審議会の意見を聴きながら計画的な土地利用の誘導を図った。

効 まちづくり制度の体系的な整理やまちづくりのあり方を検討し、安全で快適果 なまちづくりの実現に寄与する。

3 事業費等基礎データ

総評(評

価に対

する考

え方、根

拠等)

<u>り 争り</u>	科贝守巫妮 /	_ ``		_		
一人	データ区分	28年度決算	29年度決算	データ区分	30年度当初予算	備考
デク	人口	176,869人	176,466人	人口	176,308人	•各年3月31日
タ等の	世帯数	80,928世帯	81,150世帯	世帯数	81,763世帯	(住民基本台帳)
70	事業の対象者数			事業の対象者数		
	決算値(千円)	597	658	当初予算(千円)	1,303	
運営資源	国県支出金			国県支出金		
	地方債			地方債		
質循	その他	24	22	その他	72]
状	一般財源	573	636	一般財源	1,231	
況	人員配置数	9.5	9.5	人員配置数	9.0	1
	人 件 費(千円)	72,595	73,113	人 件 費(千円)	70,593	
事	総事業費(千円)	73,192	73,771	総事業費(千円)	71,896	
事 経業 費運	市民1人当り の経費(円)	414	418	市民1人当り の経費(円)	408	
営	対象者1人当 りの経費(円)			対象者1人当りの経費(円)		

4 評値	西結果	_	※「兖	力率作	生」「妥当性」「有効性」「2	\$平性」「協働」については、プルダウンで選択。			
効 率 性	事業費に削減余地はないか		2. ない						
劝平压	関連・類似事業との統合はできないか	١	3. 統	合で	きない				
	事業の実施に対する市民ニーズはあ	2. 増	大し	ている					
妥 当 性	事業の廃止・休止による市民生活への影	/響は大きいか	3. 廃	止•作	木止による影響は大きくあ	o5			
	今後も市が実施すべき事業か		5. 豊	かな	市民生活に寄与すること	から、今後も市が実施する必要がある			
有 効 性	事業の成果は得られているか		2. 成	果は	概ね出ているが、更なる	努力は必要である			
有双注	事業の上位施策に向けた貢献度は大	きいか	3. 事	業の	方向性や手法は概ね適	切であり、一定程度貢献している			
公 平 性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入	. △-1.	今日	は受益者負担を求めていた	ないが、今後、負担の導入を検討する必要がある			
			○-1.	○-1. 既に市民等と協働して事業を実施しているが、協働のあり方等の見直しが必要である					
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	○.協働実施済		実施	頭済の場合のパートナー	まちづくり市民団体			
	□ a:事業内容を見直す ⇒	■□拡力							
事業内	b:事業内容は現状通りとする	種直		見 内直					
容の方	□ c:事業を休止又は廃止する	類し □ 稲 /	1	容し の					
向性	□ c. 事来を水血スは焼血する □ d:他事業と統合し、本事業は廃」		→			事業へ統合			
	□ は.他事業と就行し、本事業は廃止	L90 -	~			李耒 / 视行			
マ 竺 +日	■ A:予算規模を拡大する		析なる	ビを彳	亍い、その影響度につい ゛	用規制の検討を進めるには、実態の把握や分で想定するため、予算規模の拡大が必要となる。			
予算規 模の方 向性	□ B:予算規模は現状維持とする	事業内容・予 算規模の方向 性設定の理由	民参	る。また、本市の実態に見合った土地利用調整制度のあり方を検討するほか、市民参画によるまちづくりへの支援やまちづくり条例における大規模開発事業の手					
門工	□ C:予算規模を縮小する		審議	続を適正に進めていく必要がある。そのため、まちづくり審議会で高度かつ円滑な 審議や都市政策専門委員に意見を聞く機会を設けることが不可欠であり、委員報 酬等、適正に予算を執行していく。					

・事業費は、まちづくり審議会の運営に必要な経費など、必要最小限で執行しており、削減の余地はない。

・市民主体による地域の特性に応じたまちづくりの推進には、地域住民主導の取り組みを促し、支援していくことが必要であるため、継続して事業を実施していく。

・大規模開発事業等は、市民生活に大きな影響を及ぼすため、計画の初期段階で早期に市民へ周知を行い、市民意見を聞きながら 適切な助言や指導を行うことで、計画的な土地利用の誘導を図っていくことが求められている。このため、引き続きまちづくり条例の適 正演用に努めるとともに、本市の事能に見合った土地利用調整制度等の構築に向け、課題の整理を行っていく

正運用に努めるとともに、本市の実態に見合った土地利用調整制度等の構築に向け、課題の整理を行っていく。
・市街化調整区域の土地利用規制については、課題が顕在化しており、早急な対応が必要である。本市独自の開発基準の新設が考えられるが、権利制限を伴うことから実態の把握や分析など慎重に検討を進める必要があるため、予算規模の方向性をAに改めた。

平成29年度事業実施 にあたっての課題 (前年度未解決の事項 を含む)	 ・市街化調整区域における土地利用規制を強化するには、財産権の保障と公共の福祉とのバランスがを踏まえた本市独自の基準とする必要がある。 ・土地利用調整に関する制度のあり方については、各種関連施策の見直しや中長期的な計画立案との本市の実態に見合った制度の構築が求められる。 ・中でも、まちづくり条例に基づく開発事業の手続は、制度設計上、周知と助言指導を目的とし、開発診構基準等の審査を行うものではない。しかしながら、大規模開発事業の場合、開発事業条例による技術市計画法第32条の同意の判断が計画の可否に及ぼす影響が大きく、また、周辺住民又は事業者からが求められている。また、条例の手続前や手続中における関係各課との調整に多く時間を要し、手続の及ぶことから、業務の負担が増大しているといった課題についても解決が求められる。 	の整合を図りつつ、 午可等における技 所基準の適否や都 適否の早期判断
課題解決のために 行った平成29年度の 取組	・市街化調整区域における本市独自の開発許可基準の策定に向け検討を行った。・本市の実態に見合った土地利用調整に関する制度のあり方について検討を行った。・自主まちづくり計画を策定している14地区のまちづくり市民団体と意見交換を行ったほか、新たに自主まちづくり計画の策定準備を進めている、西鎌倉住宅地自治会からの相談に対し支援を行った。	□ 解決■ 一部解決□ 未解決
未解決の課題、新たな 課題とその理由	 ・市街化調整区域における土地利用規制の強化に向け検討を進めた結果、課題が顕在化しており、早急な対応が収限を伴うことから慎重な検討が求められる。 ・土地利用調整に関する制度のあり方については、各種関連施策の見直しや中長期的な計画立案との整合を図りて課と課題についての検討が必要であるとともに、将来のまちづくりのあり方を見据え総体的な視点から検討を行う必要・自主まちづくり計画制度の活用については、継続的な取り組みが必要となる。また、西鎌倉住宅地自治会が目指しり計画の策定までには至らなかった。 	つつ、引き続き関係各 要がある。

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	自主条例に基づく地区まちづくりルールの策定地区数										
団体名	鎌倉市 横浜市 川崎市 横須賀市 平塚市 逗子市 秦野市 大和市 大磯町										
他市実績	14	19	3	1	1	0	0	1	1		
他中天棋	自主まちづくり計画	地域まちづくりルール	地区まちづくり構想認定	地区土地利用協定	地区まちづくり計画	地区まちづくり計画	地区まちづくり協定	地区まちづくり協定	地区まちづくり計画		
比較事項	まちづくり条例	の制定									
比較事項 団体名	まちづくり条例鎌倉市	前の制定 藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市		
	,,,,,,		茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市		

当該事業実施に伴う 他市比較に関する 考え方

自治体により策定に係る合意等の規定に違いはあるものの、本市のまちづくりに対する市民の関心度は高い。引き続き、市民参画によるまちづくりの推進

に努める。 各市のまちづくり条例を調査すると、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるパリアフリーのまちづくりを目指すものに特化したものも多く、本市のように開発事業計画に対し、市の行政計画と照らし合わせ多角的に助言・指導していくものとは、制定の趣旨が異なっている。

◎ 事業実施に係る指標

指標の内容 まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画提案数								指標 傾向		備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29		H30		H31	H24を最後に自主まちづ くり計画提案が行われて いないため、5年で1件
	目標値	15	15	15	15		16		16	増やす目標とした。
市民参画によるまちづくりの成果とすることができるため	実績値	14	14	14	14					
	達成率	93.3%	93.3%	93.3%	93.3%		·			

当該事業実施に伴う 指標の推移に関する考え方